

## 【届出\_根拠規範】13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

### ○江東区重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年9月29日

18江保障第2858号

#### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づく地域生活支援事業として、在宅の重度心身障害者(児)及び難病患者等に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより日常生活の便宜を図り、もって重度心身障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

#### (用具の種目等)

第2条 給付等の対象となる用具の種目、区分及び性能は、別表のとおりとする。

#### (対象者)

第3条 給付等の対象者は、区内に居住する在宅の心身障害者(児)及び難病患者等で、別表の対象者欄に掲げるものとする。ただし、対象者又はその属する世帯の他の世帯員のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第43条の2第1項で定める者の所得が同条第2項で定める基準以上であるときは、給付等を行わない。

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する福祉用具の貸与又は特定福祉用具の購入費の支給を受けられる者は、給付等の対象者としな

#### (給付等の基準)

第4条 用具の給付は、1世帯当たり同種目の用具1件とする。ただし、次の各

号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 故障等の原因により給付した用具を使用することが困難となった場合
- (2) 給付した用具が別表の耐用年数欄に規定する耐用年数を経過した場合において、新しい用具の給付が合理的又は効果的であると区長が認める場合
- (3) 給付される本人しか使用できない用具(頭部保護帽、尿管器、人工喉頭、点字器、蓄便袋、管尿管、紙おむつ及び歩行補助つえ)である場合
- (4) その他区長が必要と認める場合

2 用具の貸与は、1世帯当たり1件とする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

#### (申請)

第5条 用具の給付等を受けようとする者は、日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与申請書(別記第1号様式)により、区長に申請するものとする。

#### (決定)

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、当該申請者の経済状況、身体状況及び住宅環境等を实地に調査し、用具の給付等の適否を決定する。

2 区長は、前項の規定により用具の給付等を行うことを決定したときは、日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与決定通知書(別記第2号様式)に、給付の決定にあつては日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付券(別記第3号様式)を添えて、当該申請者(以下「給付等決定者」という。)に通知する。

3 区長は、第1項の規定により用具の給付等を行わないことを決定したときは、日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与却下決定通知書(別記第4号様式)により、当該申請者に通知する。

#### (用具の給付等)

第7条 用具の給付は、現物で行うものとする。

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

- 2 用具の給付等は、業者に委託して行う。
- 3 区長は、前条第2項の規定により給付等の決定をしたときは、日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与委託通知書(別記第5号様式)により前項の業者(以下「委託業者」という。)に通知する。
- 4 給付等決定者は、用具の給付を受けたときは、日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付券を委託業者に引き渡すものとする。

(用具の貸与)

- 第8条 区長は、第6条第2項の規定により貸与の決定をしたときは、給付等決定者又はその扶養義務者との間に、福祉電話使用貸借契約書(別記第6号様式)により契約を締結する。
- 2 用具の貸与は無償とし、貸与の期間は、当該給付等決定者が障害者支援施設等への入所又はその他の事情により、当該用具を利用しなくなるまでの期間とする。

(費用負担)

- 第9条 給付等決定者又はその扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、法第76条第2項に定める補装具の例により算定した額を委託業者に直接支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、用具の給付を受けた月と同一の月に江東区重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱(昭和60年8月19日江西福発第712号)第9条第1項第1号に規定する費用を負担した者については、令第17条第1項に規定する上限額からその負担した額を減じた額の範囲内で前項に規定する額を負担する。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、給付等決定者又はその扶養義務者は、用具の給付に要する費用の額が、別表の基準額欄に定める額を超えるときは、その超えた額を負担する。

(委託業者への支払)

第10条 委託業者は、用具の納品を完了したときは、用具の給付に要した費用

から前条に規定する給付等決定者又はその扶養義務者が負担する額を減じた額(以下「区負担額」という。)を、日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付券を添えて、区長に請求するものとする。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、区負担額を速やかに支払うものとする。

(用具の管理)

第11条 給付等決定者は、給付等を受けた用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

(用具等の返還)

第12条 区長は、給付等決定者が偽りその他不正な手段によって用具の給付等を受けたとき又は前条の規定に違反したときは、給付に要した費用の全額若しくは一部又は貸与している用具を返還させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

別表(第2条、第3条、第4条、第9条関係)

No.	種目	区分	対象者	基準額	性能	耐用年数
1	浴槽(湯沸)	給付	① 原則と	141,200円	浴槽は実	8年

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

	器を含む)		して学齢 児以上の 身体障害 者手帳の 交付を受 けた者 (児)で あって、 下肢又は 体幹機能 障害の程 度が1級 又は2級 の者  ② 原則と して学齢 児以上の 身体障害 者手帳の 交付を受 けた者 (児)で あって、 障害の部 位にかか わらず障 害の程度 が1級又 は2級で あり、当	用水量150 リットル以 上のもの 沸湯器は 水温25℃上 昇させたと き毎分10 リットル以 上給湯で き、安全性 について記 慮され浴槽 の性能に応 じたもの	
--	-------	--	---	--	--

			該年度の 住民税が 非課税世 帯に属す る者 (区民)			
2	浴槽 沸湯器	給付	個別に給付 する場合、 条件は上記 に同じ	68,300円 104,900円	上記に同じ	8年
3	入浴担架	給付	原則として 8歳以上の 身体障害者 手帳の交付 を受けた者 (児)であっ て、下肢又 は体幹機能 障害の程度 が1級又は2 級の者(入 浴に当たっ て、家族等 他人の介助 を要する者 に限る。)	洋 式 82,400円 和 式 139,900円	障害者 (児)を担架 に乗せたま まりフト装 置により入 浴させるも の	5年
4	入浴補助用 具	給付	① 原則と して8歳 以上の身 体障害者	90,000円	入浴時の 移動、座位 の保持、浴 槽への入水	3年

【届出\_根拠規范】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			<p>手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とするもの</p> <p>② 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、入浴に介助を必要とする者</p>		<p>等を補助でき、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	
6	移動用リフト	給付	<p>① 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹</p>	257,600円	<p>障害者(児)を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その</p>	4年

			<p>機能障害の程度が1級又は2級のもの</p> <p>② 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等</p>		<p>他住宅改修を伴うものを除く。)</p>	
6	歩行支援用具	給付	<p>① 原則として8歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家店内の移動等において介助を必要とするもの</p> <p>② 下肢又は体幹機</p>	60,000円	<p>転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			能に障害のある難病患者等			
7	便器	給付	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの ② 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、障害の部位にかかわらず障	16,500円	手すりのついた腰かけ式のもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

			害の程度が1級又は2級であり、当該年度の住民税が非課税世帯に属するもの(区単) ③ 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等			
B	特殊便器	給付	① 原則として学齢児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難なもの ② 原則として学齢児以上の	151,200円	温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを	8年

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、上肢障害の程度が1級又は2級のもの ③ 上肢機能に障害のある難病患者等		除く。	
9	特殊マット	給付	① 原則として3歳以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの ② 原則として3歳以上15歳未満の身体障害者手帳の交付を受け	19,600円	じょくそ う防止又は 失禁による 汚染若しくは 損耗を防止 するため マット(器具) にビニール等 を加工したも の	5年

			た児童で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの ③ 10歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る。) ④ 難病患者等(常時介護を要する者に限る。)			
10	頭部保護帽	給付	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、転倒	A 16,656円 B 37,852円	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			等により頭部を強打するおそれのある者(オーダーメイドの場合は、医師により必要と認められた者に限る。)、又は知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度の者		Aはスポンジ、革を主原料とする Bはスポンジ、革、プラスチックを主原料とする 玩具品の場合は左記金額の80パーセントを基準額とする	
11	訓練いす	給付	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	33,100円	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年
12	携帯用会話補助装置	給付	原則として学齢児以上の身体障害	285,000円	携帯式で言葉を音声又は文字に	5年

			障害者の交付を受けた者(児)で、音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で、音声言語の著しい障害を有する者				交換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの
13	火災警報器	給付	① 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、その障害の程度が1級又は2級の者 ② 知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度の者 (①・②のいずれ	31,000円			室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は、光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			も、大災 発生の感 知及び避 難が著し く困難な 障害者の みの世帯 及びこれ に準ずる 世帯に限 る。)			
14	自動消火装 置	給付	① 障害者 については、上記 に同じ。 ② 難病患 者等 (①・②の いずれ も、大災 発生の感 知及び避 難が著し く困難な 障害者、 難病患者 等のみの 世帯又は これに準 ずる世帯	28,700円	室内温度 の異常上昇 又は炎の接 触で自動的 に消火液を 噴射し初期 火災を消火 しうるもの	8年

			に限る。)			
15	特殊寝台	給付	① 原則と して学齢 児以上の 身体障害 者手帳の 交付を受 けた者 (B)で、下 肢又は体 幹機能障 害の程度 が1級又 は2級の もの ② 下肢又 は体幹機 能に障害 のある又 は寝たき りの状態 にある難 病患者等	162,800円	座、脚等 の調整ので きる器具を 携帯し、原 則として使 用者の頸部 及び脚部の 傾斜角度を 個別に調整 できる機能 を有するも の	8年
16	体位変換器	給付	① 原則と して学齢 児以上の 身体障害 者手帳の 交付を受 けた者	16,000円	介 護 者 が、障害者 (児)又は難 病患者等の 体位を変換 させるのに 容易に使用	5年



【届出\_根拠規範】13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの ② 寝たきりの状態にある難病患者等 (①・②のいずれも、下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。)		し得るもの	
17	特殊尿器	給付	① 原則として学齡児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢	154,500円	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	5年

			肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る。) ② 自ら排泄の処置が困難な難病患者等			
18	ポータブルレコーダー	給付	原則として学齡児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者	録音・再生 85,000円 再生 35,000円		① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書が再生可能な製品であつて、視覚

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

					障害者(児)が容易に使用し得るもの または ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	
19	時計	給付	18歳以上の身体障害者 手帳の交付を受けた者 で、視覚障	点字式 10,300円 音声式 13,300円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年

					害の程度が1級又は2級の者(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触覚式の使用が困難な者を原則とする。)	
20	点字タイプライター	給付	身体障害者 手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害者の程度が1級又は2級の者(本人が就労若しくは就学しているか、あるいは就労が見込まれている者に限る。)	63,100円	視覚障害者(児)が容易に操作できるもの	5年
21	音声式体温計	給付	原則として 学齢児以上の 身体障害者 手帳の交	9,000円	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年

【届出\_根拠規範】13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			
22	体重計	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	18,000円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年
23	電磁調理器	給付	① 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の	25,000円	障害者が容易に使用し得るもの	6年

			程度が1級又は2級の者 ② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢障害の程度が1級又は2級の者 ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者 ①・②・③のいずれも、障害者のみの世帯又はこれに			
--	--	--	---	--	--	--

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			準ずる世帯に限る。) ④ 18歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度又は重度の者			
24	視覚障害者用拡大読書器	給付	原則として年齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000円	次のいずれかのもの ① 画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写し出せるもの ② 音声で読み上げることの	8年

					できるもの	
25	音響案内装置	給付	原則として年齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級の者(2級の者は送信機のみに限る。)	1級 51,000円 2級 7,000円	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの送信機は「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと	10年
26	点字ディスプレイ	給付	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	383,500円	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年
27	活字文書誌上げ装置	給付	原則として年齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程	99,800円	次のいずれかのもの ① 文字情報と同一紙面上に掲載された当該文	6年

【届出\_根拠規範】13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			度が1級又は2級の者		<p>字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの</p> <p>② ICタグ</p> <p>にあらかじめ情報を入力し対象物等に取り付け、タグリーダーをICタグに近づけることでその情報を音声変換して出</p>
--	--	--	------------	--	---

					力する機能を有するもの	
28	屋内信号装置	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害者の程度が2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	87,400円	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年
29	聴覚障害者用通信装置	給付	原則として年齢以上(1)の身体障害者手帳の交付を受けた者(2)で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション	テレビ電話 71,000円 FAX 20,000円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの	5年

【届出\_根拠規範】13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			ン、緊急連絡等の手段として必要と認められる者			
30	フラッシュベル	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上の者	12,400円	障害者(児)が容易に使用し得るもの	10年
31	情報受信装置	給付	身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者(児)で、本装置によりテレビ視聴が可能になる者	88,900円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴	6年

						覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	
32	会議用拡張機	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚障害の程度が4級以上の者	88,200円	障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年	
33	携帯用信号装置	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上の者	20,200円	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	6年	
34	ガス安全システム	給付	① 16歳以上の身体	ガス警報機 都市ガス	警報機からの遮断信	8年	

【届出\_根拠規範】13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			障害者手帳の交付を受けた者で、嗅覚機能により異常発覚を喪失した者(嗅覚機能喪失者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	用 7,100円 LPガス用 5,800円 システム方式 42,200円	号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	
			② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は特殊機能障害の程度が1級の者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			

			世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			
35	酸素吸入装置	給付	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸機能障害の程度が原則として3級以上の者(医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められた者に限る。)	46,400円	酸素ポンプ、スタンド、吸入マスクを一体とするもの	10年
36	酸素ボンベ運搬車	給付	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者	17,000円	障害者が容易に使用し得るもの	10年

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			で、呼吸機能障害の程度が原則として3級以上の者(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及び本制度による酸素吸入装置の給付を受けた者に限る。)			
37	ネブライザー(吸入器)	給付	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)のうち、呼吸機能障害の程度が3級以上である者又は同程	36,000円	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年

			度の障害と医師が認める者であって、必要と認められるもの ② 呼吸機能に障害のある難病患者等			
38	電気式たん吸引器	給付	上記と同じ。	66,400円	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年
39	空気清浄器	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸機能障害の程度が3級以上の者	33,800円	障害者が容易に使用し得るもの	5年
40	透析液加温器	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、人工透析を必要	72,100円	自己連続換行式腹膜透析法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に	5年



【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			とする者 (自己遊続 換行式腹膜 灌流法によ る透析療法 を行う者に 限る。)		保つもの	
41	ルームクー ラー	給付	18歳以上の 身体障害者 手帳の交付 を受けた者 で、頸髄損 傷等により 体温調節機 能を喪失し た者(医師 により、体 温調節機能 を喪失した ものと認め られた者に 限る。)	150,000円	障害者が 容易に使用 し得るもの	6年
42	収尿器	給付	身体障害者 手帳の交付 を受けた者 (①)で、高度 の排尿機能 障害者	男子用A普通型 8,036円 男子用B簡易型 6,871円 女子用A普通型	男子用 Aは採尿 器と蓄尿袋 で構成し、 尿の逆流防 止装置をつ けるものと する	1年

				8,925円 女子用B簡 易型 6,077円	Bは採尿 袋20枚を1 組とする 女子用 Aは耐久 性ゴム製採 尿袋を有す るものとし る Bはポリ エチレン製 の採尿袋導 尿ゴム管付 で、採尿袋 20枚を1組 とする	
43	人工喉頭	給付	身体障害者 手帳の交付 を受けた音 声・言語操 能障害者の者 (②)	笛式 8,343円 電動式 72,203円	笛式 呼吸によ りゴム等の 膜を振動さ せ、ビニー ル等の管を 通じて、音 源を口腔内 に導き構音 化するもの 気管カ ニューレ付 の場合は 3,193円を	笛式 4年 電動式 5 年

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

					基準額に加える 電動式 顎下部等 にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構造化するもの(付属品:電池・充電器)	
44	点字器	給付	原則として 学龄児以上の 身体障害者 手帳の交付を受けた 視覚障害者 (児)	標準型 A 10,712円 標準型 B 6,798円 携帯用 A 7,416円 携帯用 B 1,699円	標準型 Aは32マス18行、両面書真鍮板製とする Bは32マス18行、両面書プラスチック製とする (付属品:点筆) 携帯用 Aは32マス4行、片面書アルミニウム製とする	標準型 7年 携帯用 5年

					る Bは32マス12行、片面書プラスチック製とする (付属品:点筆)	
45	ストーマ器具(消化器系)	給付	身体障害者 手帳の交付を受けた直腸又は小腸機能障害の者(児)	8,858円	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製とする (付属品:皮膚保護剤)	—
46	ストーマ器具(泌尿器系)	給付	身体障害者 手帳の交付を受けたぼうこう機能障害の者(児)	11,639円	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とし、ラテックス製又はブラ	—

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

					スチック フィルム製 とする	
47	紙おむつ	給付	原則として 3歳以上の 身体障害者 手帳の交付 を受けた者 で脳原性運 動機能障害 の程度が2 級以上であ り、排泄若 しくは排便 の意志表示 が困難な者 (医師によ り、おむつ の必要性を 認められる 者に限る。)	12,000円		—
48	歩行補助つ え	給付	原則として 3歳以上の 身体障害者 手帳の交付 を受けた平 街機能障 害、又は下 肢若しくは 体幹機能障	木材主体 2,310円 軽金属主体 3,160円	夜光材付 とした場合 は430円、全 面夜行材付 とした場合 は1,260円 を基準額に 加える 外表に白	3年

			害を有する 者(児)		色又は黄色 ラッカーを 使用した場 合は273円 を基準額に 加える 木材主体の 外装はニス 塗装とする 軽金属主体 の外装は塗 装なしとす る	
49	福祉電話	貸与	申請時にお いて16歳以 上65歳未満 の身体障害 者手帳の交 付を受けた 難聴者又は 外出困難な 者(原則と して2級以 上)であっ て、コミュ ニケーション、緊急連 絡等の手段 として必要 性があると	83,300円	障害者が 容易に使用 し得るもの	—

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			認められる者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、当該年度の住民税が非課税世帯に限る。)			
50	情報・通信 支援用具	給付	原則として 年齢以上 の身体障害 者手帳の交 付を受けた 者で、視覚 障害の程度 が2級以上 のもの又は 上肢機能障 害の程度が 2級以上の ものであっ て、パソコン を使用する ことで社 会参加が見 込まれるも の	100,000円	障害者向 けのパーソ ナルコン ピューター 周辺機器及 びソフト (視覚障害 者において は画面音声 化ソフト、 画面拡大ソ フト、視覚 障害者用ソ フト等をい い、上肢機 能障害者に あってはイ ンテリ キー・ジョ イスティック 等をい	10年

					う。)	
51	カーシート	給付	原則とし て、3歳以上 13歳未満の 身体障害者 手帳の交付 を受けた者 で、下肢・ 体幹機能障 害の程度が 2級以上の ものであっ て、座位を 保持できな いもの	60,000円	自動車内 で専用に使 用し、障害 児の座位を 保持できる もので、自 動車のシー トに確実に 固定できる もの	3年
52	動脈血中酸 素飽和測定 器(パルス オキシメー ター)	給付	① 原則と して3歳 以上の身 体障害者 手帳の交 付を受け た者(児) のうち、 呼吸機能 障害の程 度が3級 以上であ る者又は 同程度の 障害と医	70,000円	障害者 (児)が容易 に使用し得 るもの	5年

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

			師が認め る者で あって、 必要と認 められる もの ② 在宅で 人工呼吸 器を必要 とする疑 病患者等			
--	--	--	--	--	--	--

別記第1号様式(第5条関係)

日常生活用具 住宅設備改善費 点字図書	給付・貸与申請書
---------------------------	----------

申請日 年 月 日		(申請者)	
江東区長 殿		住所	
		氏名	
		対象者との続柄	
		電話	
下記のとおり、日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書(給付・貸与)の申請をいたします。 日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書(給付・貸与)の決定のため、私の世帯の住民登録資 料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。			
対象者	フリガ ナ	性別	生年月日 年齢

	氏名			年 月 日	歳
	住所	電話番号			
身体障害者手帳	番号				
	障害名				
愛の手帳	番号				
疾病名					
種目		形式規 模等			
希望する業者	名称				
	所在地				
	電話				
該当する所得区 分	生活保護 ・ ( 低所得1 ・ 低所得2 ) ・ 一般 ・ 一定所得以上				
世帯範囲の特例 に関する認定	<input type="checkbox"/> 下記のいずれにも当てはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、 対象者のみ又は対象者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子ども等が障害者を扶養控除の対 象としていない 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子ども等の被扶養 者となっていない				
生活保護への移 行予防措置に関 する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(自己負担減免措置)を希望します。				
備考					

【届出\_根拠規範】13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

別記第2号様式(第6条関係)

年 月 日

様

江東区長

日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書の給付・貸与について、下記のとおり、決定しましたので通知します。

記

券番号			決定年月日		
氏名			生年月日		
住所			電話番号		
保護者 氏名			利用者との関係		
月額負担上限額	既負担額		差引今回月額上限額		
種目	基準額	見積額	利用者負担額		公費負担額
			超過負担額	自己負担額	
自己負担額					
合計					

			計	
納入業者	名称			
	所在地			
	電話			
問合せ先				

別記第3号様式(第6条関係)

		日常生活用具 住宅設備改善費 点字図書	給付券
券番号			決定年月日
氏名			生年月日
住所			電話番号
保護者氏名			利用者との関係
月額負担上限額	既負担額		差引今回月額上限額

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

種目	基準額	見積額	利用者負担額		公費負担額
			超過負担額	自己負担額	
自己負担調整額					
合計					
			計		
納入業者	名称 所在地 電話 上記のとおり決定する。 江東区長				
判定員職氏名		判定年月日			
用具等受領者氏名		用具等受領年月日			
利用者より受領した額		納入業者			
上記受領年月日					

			印
--	--	--	---

別記第4号様式(第6条関係)

年 月 日

様

江東区長

日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与却下決定通知書

年 月 日に申請された日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書の給付・貸与については、下記の原因により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

【届出\_根拠規範】13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

問合せ先

別記第5号様式(第7条関係)

年 月 日

様

江東区長

日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与委託通知書

年 月 日付をもって申請のあった日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書の給付・貸与について、下記のとおり委託することを決定しましたので通知します。

記

券番号		決定年月日	
氏名		生年月日	
住所		電話番号	
保 護 者 氏名		利用者との関係	
月額負担上限額	既負担額	差引今回月額上限額	
種目	基準額	見積額	利用者負担額 公費負担

			超過負担額	自己負担額	負担
自己負担調整額					
合計					
			計		
納入業者	名称				
者	所在地				
	電話				
備考					
問合せ先					

別記第6号様式(第8条関係)

福祉電話使用貸借契約書

江東区長を甲とし借受人 を乙とし、甲乙間において次の条項により重度身体障害者に対して福祉電話の使用貸借に関する契約を締結する。



【届出\_根拠規範】13\_東京都江東区\_1\_7(①要綱)

(目的)

第1条 福祉電話の貸与は、難聴又は外出困難な重度の身体障害者(以下「障害者」という。)の日常生活を容易なものとするとともに、コミュニケーション、緊急連絡の手段の確保を図り、もってその福祉の増進に資することを目的として行う。

(貸与期間)

第2条 福祉電話の貸与期間は、福祉電話を利用する障害者が、障害者支援施設等に入所又はその他の事情により福祉電話を必要としなくなるまでの期間とする。

(費用)

第3条 福祉電話の貸与は、電話設置に必要な架設工事費及び電話加入料を無償として行う。

(貸与物件の管理等)

第4条 乙は、貸与された福祉電話を善良な管理者の注意をもって維持、管理するものとし、当該福祉電話を他の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保にしてはならない。

(棄損又は滅失の報告義務)

第5条 乙は、福祉電話の全部若しくは一部を破損し、又は滅失した場合には直ちに甲にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(貸与物件の引取り場所)

第6条 甲は、福祉電話の引渡し又は引取りを乙の居住地において行うものとする。

(資格喪失の報告義務)

第7条 乙は、貸与された福祉電話を必要としなくなったときは、速やかに甲

にその返還を申出なくてはならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が貸与された福祉電話を必要としなくなったとき、又は前記各条に定める義務に違反したと認めるときは、契約を解除できる。

(指示)

第9条 本契約の各条に定めるもののほか、貸与された福祉電話の使用又は管理等に関し、必要な事項は甲の指示するところによる。

甲と乙は、本書2通作成し、それぞれ記名・押印のうえその1通を保有する。

年 月 日

甲 江東区東陽4丁目11番28号

江東区長

乙

